

日光市ブランドロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、日光市ブランドロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(権利の帰属)

第2条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当するときに使用することができる。

- (1) 市、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価委員会又は議会が使用するとき。
- (2) 市が主催又は共催する事業において使用するとき。
- (3) 市が協賛又は後援する事業で、その使用が適当であると認められるとき。
- (4) 市のPR等、ブランディングの推進上有益であると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

2 ロゴマークを営利・販売目的で使用しようとする者は、あらかじめ市と協議するものとする。

(使用禁止)

第4条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合は使用できないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とすること等独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 別に定めるデザインマニュアルに従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用を著しく不適當と市長が認めたとき。

(使用届)

第5条 第3条第1項第2号から第5号までの規定によりロゴマークを使用しようとする者は、日光市ブランドロゴマーク使用届（様式第1号）に当該使用に係る仕様等がわかる資料を添えて、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の様式第1号については、市があらかじめ用意をした電子申請用の処理機能（以下「LoGoフォームという」。）を使用して届け出る場合には、書面による提出を省略することができる。

（遵守事項）

第6条 ロゴマークを使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- （1） 別に定めるデザインマニュアルに従って使用すること。
- （2） ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- （3） 当該使用に係る物品等の完成見本（完成見本の提出が困難と認められるものについては、その写真など外観がわかるもの）を速やかに市長に提出するものとする。

2 日光市市章の使用については、日光市市章使用取扱要領の定めのとおりとする。

（使用料）

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用の差止め等）

第8条 市は、ロゴマークの使用に関し、第4条各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、その使用を差し止めることができる。

2 前項の使用の差止めについては、その理由を明記した日光市ブランドロゴマーク使用差止通知書（様式第2号）により通知する。

3 前項の規定により使用の差止めを通知された者は、当該届出に係るロゴマークの使用をしてはならない。

4 市は、使用の差止めにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（事故、苦情等の処理）

第9条 ロゴマークを使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

（管理）

第 10 条 ロゴマークの管理は、企画総務部秘書広報課にて行う。

(補則)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

一部改正 令和 6 年 8 月 1 日 (第 5 条第 2 項関係)

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

日光市長 様

住 所

団体名

氏 名

（電話番号 ）

日光市ブランドロゴマーク使用届

日光市ブランドロゴマークを下記により使用したいので届け出ます。

記

1 使用目的

2 使用概要

- ・ 使用対象物件（商品）等
- ・ 使用数量及び使用期間
- ・ 担当者連絡先

3 添付書類

- ・ 使用者（企業・団体・個人プロフィール等）の概要がわかる資料
※パンフレット、履歴書等
- ・ 企画書、予算書、ロゴマーク使用イメージがわかる資料
- ・ その他、日光市が必要と判断するもの

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

様

日光市長

印

日光市ブランドロゴマーク使用差止通知書

年 月 日付けで届出のあった日光市ブランドロゴマークの使用については、次の理由により使用を差し止めます。

なお、この通知があった日以後、当該届出に係る日光市ブランドロゴマークの使用はできません。

理由